

## ケアハウス鶴が丘運営規程

### 第1章 施設の目的及び運営の方針

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ会の設置運営するケアハウス鶴が丘（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定並びに充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

#### (運営方針)

第2条 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスの提供を行うよう努めるものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

### 第2章 職員及び職務

#### (職員)

第3条 施設は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年6月1日厚生労働省令107号）」に示された所定の職員を下記のように配置するものとする。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 施設長        | 1名 |
| (2) 生活相談員      | 1名 |
| (3) 介護職員       | 2名 |
| (4) 栄養士        | 1名 |
| (5) 事務員（施設長兼務） |    |

#### (職務)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めるものとする。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故あるときは、予め施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- (2) 生活相談員は、入居者の生活相談、助言、支援等の業務に従事する。
- (3) 介護職員は、入居者の日常生活の援助並びに清掃に従事する。
- (4) 栄養士は、献立作成、栄養管理、食品衛生管理、給食委託業者及び調理業務従事者の指導業務を行う。
- (5) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

### 第3章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料

#### (食事の提供)

第5条 施設は、入居者に対し毎日3回食事の提供を行う。

2 食事の時間は次の通りとする。

- (1) 朝食 午前7時30分から午前8時30分
- (2) 昼食 午後0時から午後1時
- (3) 夕食 午後5時30分から午後6時30分

ただし、季節に応じ変更することができる。

3 食事の場所は、原則として食堂とする。ただし、止むを得ない場合は居室での食事摂取を認めるものとする。

4 献立表は、2週間前に掲示することとする。

5 施設長と職員は、交替で検食を毎食毎に行い、これを記録することとする。

6 厨房、食品貯蔵室、厨房専用便所等は、関係者以外の立入りを規制し、特に清潔安全に保持するよう管理することとする。

7 前項に定める場所に立ち入る者は、月一回以上検便を受けなければならない。

#### (入浴)

第6条 入浴は、月曜日を除き毎日とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2 入浴に際しては、ほかの入居者に配慮し、清潔の維持に留意するとともに、施設が定めた「入浴の決まり」を遵守することとする。

3 入居者は感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

#### (相談、援助)

第7条 施設は、入居者又はその家族に対して、各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行う。

(協力医療機関等)

第8条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておくこととする。

2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めることとする。

(健康の保持)

第9条 入居者の健康管理を確保するため必要な助言、指導を行うこととする。

2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うこととする。

(利用料等)

第10条 利用料は別に定めるものとする。

2 入居者は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。

#### 第4章 入居及び退居

(入居者の定員)

第11条 施設の入居者定員は、50名とする。

(入居者の資格)

第12条 施設を利用できる者は、次の(1)から(5)のすべてに該当する者に限る。

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば利用できる。
- (2) 家族と同居することが困難な者。
- (3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能なる者。
- (4) 生活費に充てることのできる所得等があり、所定の利用料を継続的に支うことが可能な者。
- (5) 身元保証人が得られる者。

(入居の申込)

第13条 施設への入居希望者は、入居申込書(様式第1号)及び住民票を提出しなければならない。

2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第 14 条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するとともに、健康診断書（様式第 2 号）の提出を求め、健康状況を把握するものとする。

3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨、また、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨本人に通知するものとする。

（入居の手続き）

第 15 条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
  - (2) 身元保証書（様式第 3 号）
  - (3) その他施設長が特に必要と認めた書類
- （退 居）

第 16 条 入居者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了する。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から退居届（様式第 4 号）の提出があったとき。

（利用契約の解除）

第 17 条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めるときは利用契約を解除することができる。

- (1) 不正または偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的または精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (5) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、施設での生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

## 第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

（基本原則）

第 18 条 入居に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

（居宅介護サービスの利用）

第 19 条 入居者は、入居後の身体の変化等により要介護認定を受けたときは、介護サービス、生活援助サービスを利用することができるものとする。

(居 室)

第 20 条 居室は、原状のまま使用する。

2 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行う。また、居室のゴミ、廃棄物は、入居者が定められた場所まで運搬する。

3 居室において使用できる暖房・冷房、その他の機器については別に定める。

4 入居者が故意又は重大な過失により居室を汚損、破損したときは、原状に回復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

5 身体状況の変化等により、居室の模様替え等を必要とするときは、予め施設長の承認を得なければならない。

この場合、原則として退居時に原状に復するものとする。

(居室の変更)

第 21 条 入居者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。

(1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。

(2) 前号のほか、居室の変更が必要と認められたとき。

(共用施設・設備)

第 22 条 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

2 共用施設・設備の利用は原則として、午前 7 時から午後 8 時 30 分までとする。

3 入居者は、居室及び指定された場所以外に私物を置いてはならない。

4 入居者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

(洗 濯)

第 23 条 洗濯は、入居者が行う。

2 洗濯室の利用については、別に定める。

(起床・就寝)

第 24 条 起床・就寝の時間はとくに定めない。ただし、テレビ・ラジオ等の音量に留意するなど、ほかの入居者の生活に十分な配慮をしなければならない。

(外出及び外泊)

第 25 条 入居者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとする時は、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(緊急時の対応)

第 26 条 入居者は、身体の状態の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 関係機関への連絡とともに、入居者が予め届け出ている緊急連絡先へも速やかに連絡する。

(部外者の利用)

第 27 条 入居者が近親者の宿泊を希望するときは、予め施設長に届け出てその承認を得て利用することができる。

- 2 一時的な疾病等により看護又は介護が必要となったときは、近親者などを居室に宿泊させることができる。
- 3 前 2 項に定める宿泊者が食事の提供を希望するときは、予め申出ればこれを利用することができる。
- 4 前各号に定める便宜の供与を受けた利用者は、別に定める寝具代、食事代の実費を負担する。

(自主活動)

第 28 条 入居者は、施設が指定する場所を使って自由に趣味・教養の活動を行うことができる。

- 2 入居者は、自主的にクラブ活動、行事等を行うことができる。ただし、必要な経費は、参加者が負担する。
- 3 前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも、自主的活動の趣旨を損なわない範囲に留める。

(小動物の飼育)

第 29 条 入居者は、施設の承認を受けたうえで、居室において、小鳥、魚類等の飼育を行うことができる。ただし、承認を受けた場合であっても、ほかの入居者に迷惑が及ぶときは、これを禁止することができる。

(新聞・郵便物などの取り扱い)

第 30 条 入居者個人で購読する新聞・雑誌及び個人宛郵便物の受取のため、個人ごとの郵便受けを施設が設置する。

- 2 書留・小包等は入居者に直接引き渡すものとする。

## 第6章 非常災害対策

### (夜間の管理)

第31条 夜間は宿直職員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

- 2 午後10時から翌朝午前7時までは玄関を施錠する。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときは臨機に対応する。

### (災害・非常時への対応)

第32条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。
- 3 施設は災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に避難その他必要な訓練を行うものとする。

### (防火管理者)

第33条 施設長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める防火管理者を定めなければならない。

- 2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 消防計画の作成に関すること。
  - (2) 消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
  - (3) 消防用設備等の点検整備に関すること。
  - (4) 火気使用又は取扱の指導監督に関すること。
  - (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

### (火気取締り責任者)

第34条 施設内各部署ごとに火気取締り正副責任者を置く。

- 2 火気取締り責任者は、防火管理者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

### (入居者留意事項)

第35条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める入居者の約束事を利用者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

### (面会)

第36条 入居者を面会に訪れる外来者は、玄関に備え付の台帳にその氏名及び必要事項を記載するものとする。

- 2 施設長は、特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

る。

(施設内の禁止行為)

第 37 条 入居者は次の行為をしてはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 居室以外の場で、他の入居者及び職員に迷惑となるような政治的普及活動及び宗教普及活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらの活動の参加を強要してはならない。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(衛生管理)

第 38 条 施設は入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行わなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならない。
- (2) 常に施設内外を清潔に保つこと。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。
- (4) 特にインフルエンザ対策等その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- (5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第 39 条 施設においては、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を実施する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が



疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための職員研修を行うこと。

2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処理を記録するものとする。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第41条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告することとする。

(重要事項の掲示)

第42条 施設は、施設内の見やすい場所に、協力医療機関、利用料等重要な事項を掲示するものとする。

(地域社会との連携)

第43条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

(事務及び業務処理)

第44条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い、適切な処理に努めなければならない。

(備付簿冊)

第45条 施設長は、業務の遂行上又は入居者の処遇上に必要な簿冊等を整備し、管理保存しなければならない。

(補 則)

第 46 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ケアハウス鶴が丘管理規程（平成 8 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。